

山口県報

平成23年
2月15日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………二

救急診療所でなくなった医療機関(地域医療推進室)……………三

救急病院等の認定(地域医療推進室)……………三

保安林予定森林(森林整備課)……………四

保安林予定森林(森林整備課)……………五

保安林の指定(美祢市)(森林整備課)……………五

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………五

道路の区域の変更(道路整備課)……………六

道路の供用の開始(道路整備課)……………六

下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………六

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課)……………七

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課)……………七

公告

一般競争入札の実施(税務課)……………八

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)……………九

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)……………〇

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)……………〇

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………一

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………一

土地改良区役員届出(農村整備課)……………二

土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)……………二

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………二

選管告示

政治団体の名称等……………二

政治団体の異動事項……………三

解散等に係る政治団体の名称等……………三

資金管理団体の名称等……………四

資金管理団体の異動事項……………四

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等……………四

個人演説会等を開催することができる施設……………四

公安委公告

一般競争入札の実施……………五

雑報

県報の正誤(平成二十三年一月二十一日山口県告示第二十七号)……………一六



山口県告示第六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
緒方歯科医院		防府市戎町一丁目一〇番二八号	平成三、一、二七
医療法人大樹ほたるの里歯科医院		周南市大字湯野一〇九の二一	五、三一

山口県告示第六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助の

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さがら眼科クリニック	萩市大字今古萩町四三の一	平成三三、一、一	
たなか歯科	山口市黒川一〇七五の一	平成三三、二二、二	
緒方歯科医院	防府市戎町一丁目一〇番二八号	二二、二八	
医療法人大樹やまが歯科医院	周南市上遠石町一番五一号	二二、一	
こころ薬局道門店	山口市道場門前一丁目九番一八号	平成三三、一、一	

山口県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

氏名	施 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤本 義秀	湯田整骨院	山口市泉都町七番七号	平成二二、七、三一

山口県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

氏名	施 称	所 在 地	指 定 年 月 日
江川 和枝	レイス治療院	宇部市明神町二丁目三番一号	平成二二、二二、二四

藤本 義秀 湯田整骨院

山口市泉都町七番七号

九、一

山口県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住 所 又 は 主 たる 事務 所 の 所在地	居 宅 介 護 事 業 所 名 称	所 在 地	事 業 的 種 類	指 定 年 月 日
株式会社マス トコーボレー ショーン	光市浅江二丁目三番二〇号	さくら・介護ステーション	光市島田二丁目一番六号	訪問介護	平成三三、一、一
Y・O・U介護サービス株式会社	宇部市大字東須恵二九二九の七	2ハウスの陽だまりのいえ	山陽小野田市大字小野田一三二五の四七	通所介護	平成二二、二、一
有限会社ライ フサポートながと	長門市仙崎四〇の一	デイサービス ゆうなぎ	長門市仙崎四〇の一	認知症対応型通所介護	二二、二、一
有限会社カネ ター	山陽小野田市大字小野田七三九六の一	デイサービス ほほえみ石井	山陽小野田市大字東高泊六六一の一	認知症対応型通所介護	二二、二、一
有限会社ライ フサポートながと	長門市仙崎四〇の一	グループホーム ゆうなぎ	長門市仙崎四〇の一	認知症対応型共同生活介護	二二、二、一

山口県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

氏名	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 名 称	主 たる 事務 所 の 所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
江川 和枝	レイス治療院	宇部市明神町二丁目三番一号	レイス治療院	宇部市明神町二丁目三番一号	平成二二、二二、二四

合同会社たかぎ	防府市大字江泊一九七八の二	ケアプランセン	防府市大字江泊一九七八の二	平成二二、一
社会福祉法人明和会	長門市三隅中一八一一	明和苑居宅介護支援事業所	長門市三隅中一八一一	平成二二、一

山口県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社マス	光市浅江二丁目三番二〇号	さくら・介護ステーション	光市島田二丁目一番六号	介護予防 訪問介護	平成二二、一
株式会社セイ	美祢市大嶺町五東分三四九の五	介護サービスひまわり	美祢市大嶺町五東分三四九の五	介護予防 訪問介護	平成二二、一
YOUSU株式会社	宇部市大字東須恵二九二九の七	2ハウス陽だまりのいえ	山陽小野田市大字小野田一三二五の四七	介護予防 訪問介護	平成二二、一
有限会社ライ	長門市仙崎四〇の一	デイサービスゆうなぎ	長門市仙崎四〇の一	介護予防 訪問介護	平成二二、一
有限会社カネ	山陽小野田市大字小野田七三九六の一	デイサービスほほえみ石井	山陽小野田市大字東高泊六六一の一	介護予防 訪問介護	平成二二、一
株式会社エポ	広島市中区南三田東町四番三二二号	小規模多機能型居宅介護	岩国市若国一丁目二〇番三六号	介護予防 訪問介護	平成二二、一
有限会社ライ	長門市仙崎四〇の一	グループホームゆづなぎ	長門市仙崎四〇の一	介護予防 訪問介護	平成二二、一

山口県告示第六十七号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する診療所でなくなった。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地
医療法人村田外科胃腸科	山口市小郡下郷七五六の四
木村脳神経・外科内科	防府市大字新田七八〇の三

山口県告示第六十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

名称	救急診療所所在地	認定が効力を有する期限
救急病院	下関市立豊浦病院	平成二六、一、三一
社会保険下関厚生病院	下関市上新地町三丁目三番八号	平成二六、一、三一
医療法人星の里会岡病院	小月本町二丁目一五番二〇号	平成二六、一、三一
山崎病院	長府江下町二番一〇号	平成二六、一、三一
下関市立豊田中央病院	豊田町大字矢田三六五の〇	平成二六、一、三一
下関市立豊浦病院	豊浦町大字小串七の三	平成二六、一、三一
下関市立中央病院	向洋町一丁目一三番一号	平成二六、一、三一
医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町一丁目四番一号	平成二六、一、三一
医療法人聖比留会セントヒル病院	今村北三丁目七番一八号	平成二六、一、三一
尾中病院	常盤町二丁目四番五号	平成二六、一、三一
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会山口総合病院	山口市緑町二番一号	平成二六、一、三一

綜合病院山口赤十字病院	八幡馬場五三の一				
医療法人社団水生会柴田病院	大内矢田三八五				
佐々木外科病院	泉都町九番一三三〇				
山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一綜合病院	小郡下郷八六二の三				
林病院	七五一の四				
医療法人社団向陽会阿知須同仁病院	阿知須四二四一の四				
阿知須共立病院	四一七一の一				
都志見病院	萩市大字江向四一三の一				
玉木病院	大字瓦町一				
山口県立総合医療センター	防府市大字大崎七七				
医療法人神徳会三田尻病院	お茶屋町三番二七号				
村田博愛病院	二番二二号				
松本外科病院	天神二丁目一番四四号				
緑町三祐病院	緑町一丁目五番一九号				
株式会社日立製作所笠戸事業所付属日立病院	下松市古川町三丁目一番一号				
医療法人岩国病院	岩国市岩国三丁目二番七号				
山口県厚生農業協同組合連合会長門綜合病院	長門市東深川八五				
医療法人人生山会齋木病院	一三四				
医療法人社団成蹊会岡田病院	八八八				
山口県厚生農業協同組合連合会周東綜合病院	柳井市古開作一〇〇〇の一				
地域医療支援病院オーブンステム徳山医師会病院	周南市慶万町一〇番一号				
綜合病院社会保険徳山中央病院	孝田町一番一号				
佐島医院	下関市中町一四番一八号				

山口県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 周南市大字鹿野上字大渋川五五二から五五六まで、六二〇、六二一、字大渋川焼屋形五五八、字焼館五五九の一、五五九の二、五五九の六から五五九の八まで
- 二 指定の目的
 - 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 周南市大字鹿野上字大渋川焼屋形五五八・字焼館五五九の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 岩国市行波字大平一四二の一、一四三、一四四、一四五の一
 - 周南市大字鹿野下字倉富山九五八、九五九、字ガッラ九六三の一
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 周南市大字鹿野下字倉富山九五八・九五九・字ガッラ九六三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字長ヶ谷一一一から一一三まで、字鯖ヶ谷一二二の一、字田ノ浴三八三から三八五まで、三三三三三、三三三六四、字上長谷三三五九の一、三三六一、字サバガ浴三三六四の一、川上字柳ヶ浴三三九六二の三、三三九六二の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

美祢市東厚保町山中字岡ノ浴一三六〇から一三六三まで、一三六六の一、一三六七、一三六八、一三六八の二、一三六九、一三七〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

美祢市東厚保町山中字岡ノ浴一三六一・一三六三・一三六六の一・一三六八（以上四筆については次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法
百十三条第一項の申
出をする漁業協同組
合

田布施加入区	熊毛郡田布施町大字麻郷三六五の一	西原 清	山口県漁業協同組合
三 "	"	三七八三の前野 嘉	

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
田布施加入区	平成二十三年二月十五日から同年三月一日まで	山口県漁業協同組合

山口県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 柳井周東線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
岩国市周東町下久原字桑林七二九地 先から 同市周東町下久原 同字七二五の三 地先まで	旧	最狭 八・八・九六	九九・二	
	新	最狭 一〇八・四九	九九・二	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 下松田布施線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
周南市大字大河内字中河内二一六四 の一地先から 同市同大字字堀越二二三〇の一地 先まで	旧	最狭 三六・四	五八〇・七	
	新	最狭 一八・三	五七三・三	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
柳井周東線	岩国市周東町下久原字桑林七二九地先から 同市周東町下久原 同字七二五の三地先まで	平成二十三年二月 十六日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下松田布施線	周南市大字大河内字中河内二一六四の一地先から 同市同大字字堀越二二三〇の一地先まで	平成二十三年二月 十六日

山口県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
下関都市計画道路事業三・三・七下関駅福江線
下関都市計画道路事業三・四・五十七武久幡生本町線
- 三 事業施行期間
平成十五年九月二日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
下関市武久町一丁目及び武久町二丁目

山口県告示第七十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、平成二十三年度において県が発注する業務(県庁舎等の清掃に係るものを除く。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 競争入札参加資格
競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七條の四(政令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。
- 二 調達する特定役務の種類
調達する特定役務の種類は、税務電算システム運用管理業務、漁業取締船きらかせの定期検査業務、県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務並びに山口県立山口図書館の図書等へのICタグ貼付業務とする。
- 三 その他
(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品

等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第百八十二号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十三年六月中に同年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

山口県告示第七十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、平成二十三年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 競争入札参加資格
競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七條の四(政令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。
- 二 調達物品等の種類
調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入	地方税電子申告審査システム用機器 電気 ネットワークパソコン 空 港用大型化学消防自動車 図書館ネットワークシステム ICカード化

れ及び借入れ	運転免許証用ICカード	ガソリン	警察情報ネットワーク端末装置
	警察行政情報システム端末装置	交通信号灯器	交通整理及び整備用資
機材	指紋自動識別システム		

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十三年六月中に同年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。



(三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

五百四万九千キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間
 納入場所
 山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十三年二月十六日から同年三月二日までの午前九時から午後四時三十分まで

の間、岩国県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

岩国県事務所総務課

(三) 受領期限

平成二十三年三月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年三月二十九日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

岩国市三笠町二丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎入札会議室

(二) 日時

平成二十三年三月二十九日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 中村 正昭

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、岩国県税事務所総務課(電話〇八二七―二九―一五〇〇)に問い

合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 5,409 thousand kWh.

(3) Delivery period: April 1, 2011 to March 31, 2014

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kenmin Bunka Hall Iwakuni

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-cho, Iwakuni-shi (Tel. 0827-29-1500)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 28, 2011
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 29, 2011)

(三二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年三月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 河川環境再生プロジェクト

代表者の氏名 木村 時寛

三 定款に記載された目的

河川や湖沼・海域及び森林等の社会的・生態的に適正な利用を促進するために国民に対して、安全で安心な住みよい適正な利用の促進を図り、近年の地球温暖化の影響も視野に入れた調査研究に基づく情報提供及び情報交換の場の提供等による普及啓発事業や、次世代に自然を継承し適正利用するための社会的環境整備等の適正利用の他に均衡ある発展を促進するための地域振興策を推進する事業を行うことによつて、経

合同会社サ 宇部市西小串 障がい者 宇部市西小串 生活介 平成二三、
 ポートセン 二丁目三番一 (児) デイ 二丁目三番一 護 二、
 ターピッころ 号 家 サービスセン 号 ターヒる君の

(三六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十三年二月十五日から同年六月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目二番二二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	山口市吉敷四三三二の一	山口市維新公園五丁目二番二二号

四 届出年月日

平成二十三年二月三日

五 変更年月日

平成二十年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目二番二二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	アクロス山口	アクロスプラザ山口

四 届出年月日

平成二十三年二月三日

五 変更年月日

平成二十二年十二月一日

(三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年九月二十八日山口県公告(三二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十三年二月十五日から同年三月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十月一日山口県公告(三二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府

市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年二月十五日から同年三月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグコスモス三田尻店

所在地 防府市大字新田一七六の四

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(三九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

区 下関市豊浦町土地改良 理 事 古谷 正孝 下関市豊浦町大字宇賀五三三一の四

(四〇) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名

山口市

二 縦覧の期間

平成二十三年二月十六日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

施行地区

沖の原地区

事業の種類

ほ場の整備

(四一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字七反田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市代々木通一丁目一〇番地

木本商事株式会社



山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年二月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年月日)
嘉屋富公後援会	嘉屋 富公	岡本真由美	玖珂郡和木町和木5丁目5番31号		平成23、1、18
寿々々	井原寿加子	岩政 裕子	岩国市今津町2丁目17番16号		〃 〃 7
成川正之の後援会	成川 正之	木国 正記	熊毛郡田布施町大字別府692093		〃 〃 24
原田洋介後援会	原田 洋介	原田富士人	防府市岩島2丁目10番10号		〃 〃 20
みどりの未来ネット(山口)	橋本 嘉美	橋本 敏	宇部市大字船木574		〃 〃 4
村田力後援会	山本 英之	村田 勝彦	山口市下小鯖2374の1		〃 〃 17

山口県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七十七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年二月十五日

山口県選挙管理委員会 長 佐 田 誠

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県タクシー支部	会計責任者	巖川角 章	中村 義博	平成23、2、25
上岡富士夫後援会	代表者	嘉屋 政雄	山田 麻夫	〃 〃 12
	会計責任者	森 達則	嘉屋 政雄	
植松洋進後援会	〃	山根 千里	山根 幸一	〃 〃 28
岡村元昭後援会	代表者	前田 文樹	吉岡 一	〃 〃 17
河村たけおを支える会	〃	塔野 功	岡崎 清隆	〃 〃 25

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
幸福実現党山口県本部	代表者	津田 修一	村田 純一	〃 〃 13
幸福実現党山口後援会	〃	〃	〃	〃 〃 〃
渋谷正後援会	〃	辻原 一成	松村 秀樹	〃 〃 17
島田教明後援会	事務所	防府市寿町5番1号	防府市大字田島433	〃 〃 18
砂田正和後援会	会計責任者	森 泰博	山田 雄二	〃 〃 25
砂田正和政経経済研究会	〃	〃	〃	〃 〃 〃
政治結社大日本雑会	事務所	伯野 成人	國永 隆行	〃 〃 4
	〃	周南市梅園町2番45号	防府市大字牟礼9870115	
野口すすむ後援会	代表者	野口 進	三井 吉昭	〃 〃 18
原田洋介後援会	事務所	防府市多々良2丁目5番39号	防府市岩島2丁目10番10号	〃 〃 27
藤井律子後援会	〃	周南市花島町7番7号	周南市大字栗屋724	〃 〃 〃
山田健一後援会	会計責任者	伊藤 勝美	高佐原 進	〃 〃 7
吉田みつひろ後援会	代表者	古谷静史朗	吉田 恵子	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七十七条第一項の規定による届出があった離散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年二月十五日

山口県選挙管理委員会 長 佐 田 誠

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
政治団体の名称	氏 名	氏 名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岩本いんじ後援会	弘中幸次郎	弘中 吉継	下関市豊北町大字田耕6842	平成23、1、20

平成二十三年二月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
下松市東陽コミュニティセンター 下松市東陽六丁目三番 平成二三、二、一



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年二月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

ＩＣカード化運転転免許証用ＩＣカード

(二) 物品等の予定数量

二十四万七千五百枚

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県総合交通センター、山口県岩国警察署及び山口県下関警察署

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十一年山口県告示第百八十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十三年山口県告示第七十七号）に基づく資格審査において、警察用品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、九百枚当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部運転免許課

(三) 受領期限

平成二十三年三月二十五日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十三年三月二十八日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階会議室

(二) 日時

平成二十三年三月二十八日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者とする。

九 落札者の決定方法
 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇内線三三三)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: IC cards for IC drivers' licenses, 247,500 sheets

(3) Delivery period: From April 1, 2011 to March 31, 2012

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center, Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and Yamaguchi Prefectural Shimomoseki Police Station

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 25, 2011 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., March 28, 2011)



正 誤

平成二十三年一月二十一日山口県告示第二十七号(解除予定保安林)

ページ	段	行	誤	正
一	上	左から 四	一七七五の一(次の図に示す部分に限る。)	一七七五の一三。